

事 務 連 絡

令和5年5月22日

会員事業者

(特車通行確認制度利用事業者) 各位

公益社団法人 岩手県トラック協会

特殊車両の通行許可手続きの迅速化等に資する 道路関係情報のデジタル化要望区間の受付について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、現行の許可制度における審査期間の長期化等の解決には、道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧」への収録により、人手審査を削減することが必要となります。

また、令和4年4月1日施行の「特殊車両通行確認制度」の活用には、同じく道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧」へ収録されていることが必要となります。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会では、優先的に道路関係情報をデジタル化してもらいたい区間について事業者の声を集め、国土交通省へ要望することとしております。

つきましては、岩ト協ホームページ「新着情報（他団体等）」から別添の提出表（Excel ファイル）をダウンロードしていただき、要望区間等をご記入のうえ、地図等とともに6月23日（金）までに岩ト協 業務課宛てにご提出いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化（道路情報便覧への収録）を希望する区間を対象とする。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市町村道

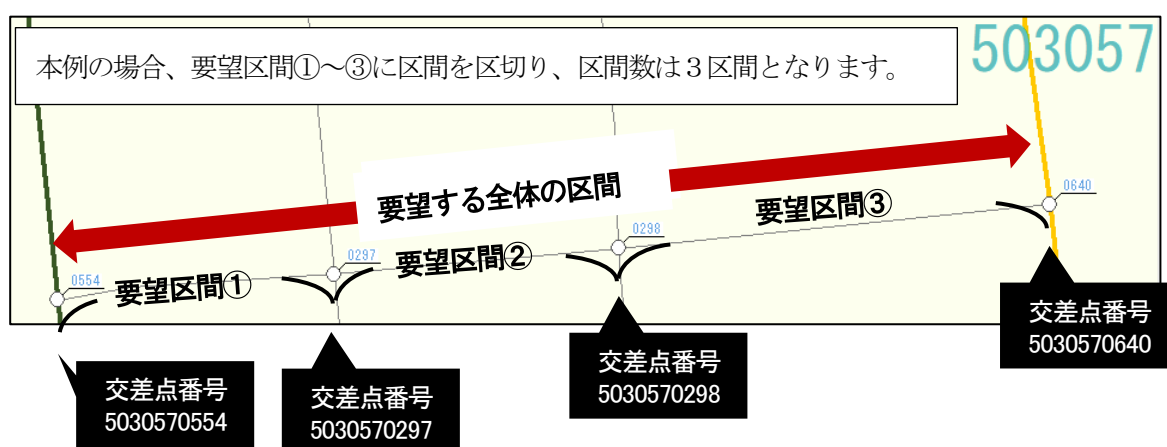
注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、
道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。
例) 臨港道路（港湾道路）、農道、林道、私道 等

2. 要望区間数の上限

新規の要望区間数の上限を **1事業所あたり100区間**とします。

※1区間＝隣り合う交差点番号間を指します。（未収録交差点番号を含む。）

＜区間数の数え方＞



＜留意事項＞

- ①要望区間が未採択道路（道路情報便覧上で線形の表示がない道路）の場合は、該当する路線ごとに要望する始点から終点までを1区間と数えます。
- ②前年度に要望した区間が収録に至らなかった案件で今年度に再要望する区間数は、要望区間数の上限には含みません。新規の要望区間数のみ上限があります。

3. 提出ファイル

次の①～②の電子ファイルを提出する。（紙媒体の提出は不可）

※提出ファイルの作成方法は、別添の『「道路関係情報のデジタル化要望」提出ファイルの作成方法』をご参照ください。

※上記の提出ファイルや別添資料は岩ト協ホームページ「新着情報（他団体等）」からダウンロードして下さい。

- ① 令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」提出票（Excel ファイル）
- ② ①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図（PDF ファイル等）

4. 提出方法

令和5年6月23日（金）までに、電子ファイルにてメール又はCD-ROM等により、岩ト協 業務課宛てに提出して下さい。

①送信先メールアドレス： miura@iwatokyo.or.jp

②CD-ROM等電子媒体の送付先住所：

〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9-1

<本件に関するお問合せ>

公益社団法人岩手県トラック協会 業務課 担当：三浦

電話：019-637-2171